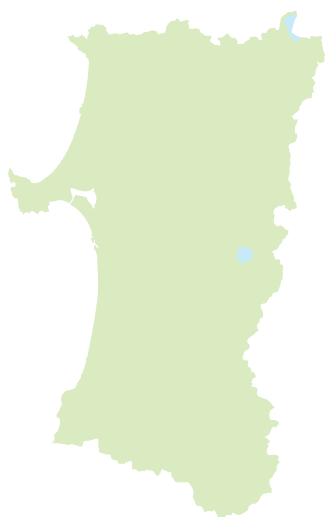




～「働きたい！」をかたちに～ あきたの農福連携の取組



令和2年3月
秋田県農林水産部
農山村振興課



はじめに

近年、全国各地において、農福連携が推進され、その取組が広がっています。

農林水産省では、農福連携を「障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組」と位置付けており、農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながることを提言されています。

本県では、農福連携の推進のため、平成27年度より、農業の生産現場において、モデル実証を実施してきました。この中で障害者は、5日間程度にわたりは場の草取りや、収穫物の洗浄・袋詰めといった比較的簡単な作業に従事してもらいました。受入農家からは「作業のスピードはやや遅いかもしれないが、丁寧な仕事ぶりに感心した」とか、「熱心に作業を行い、働きたいとする熱意に感銘を受けた」との意見が出され、農福連携推進の機運が高まったところ です。

現在、県では米依存から脱却し、収益性の高い複合型生産構造への転換を目指しており、販売額1億円を目指す大型園芸団地の整備等を促進していますが、経営の大規模化に伴い、労働力の不足が深刻な問題となっております。このため、生産者やJAグループ、秋田県立大学とともに「秋田県農業労働力サポートセンター」を立ち上げ、多様な働き手を確保するため、JAに相談窓口の設置を進めており、障害者の方々についても、多様な働き手の一つとして位置づけ取り組むこととしており、新たな農福連携の展開が期待されるところです。

本紙では、県内の農福連携の現状や、農福連携に取り組む農家や障害福祉サービス事業所の事例を紹介しますので、農業経営や障害者の自立支援のために、少しでも農福連携に取り組んでいただければ幸いです。

働くとは、、、

人の思いが**重**なって大きな大きな**力**に

社会福祉法人 わたむきの里福祉会（滋賀県日野市）
センター長 野々村 光子氏 談

目 次

1 県内における農福連携の取組状況

- (1) 障害者支援と農業法人の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 農業法人を対象としたアンケート調査・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 障害福祉サービス事業所を対象としたアンケート調査・・・・ 3
- (4) 障害者の農業就労モデル調査並びにフォローアップ調査・・・・ 4

2 農福連携の取組の実情 ～契約による施設外就労の場合～

- (1) 農業者と障害福祉サービス事業所の業務委託契約・・・・・・・・ 7
- (2) 農業者と障害福祉サービス事業所とのマッチングについて・・・・ 7
- (3) 第1段階【現地視察】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (4) 第2段階【作業内容の精査】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (5) 第3段階【作業単価の算定】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (6) 第4段階【業務委託契約の締結】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

3 農福連携による農業人材・労働力確保対策モデル実証について

- (山本地域振興局農林部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

4 県内での取組

- (1) 取組一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (2) 事例紹介
 - ① 株式会社 スクールファーム河辺・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - ② 農事組合法人 三関ファーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - ③ 有限会社 折林ファーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - ④ 農事組合法人 E N E X d e A G R I・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

1 県内における農福連携の取組状況

(1) 障害者支援と農業法人の現状

①障害者の就労関係事業所について

障害者総合支援法に基づき、一般企業への就職が困難な障害者に、就労機会や働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上に必要な訓練を行う障害福祉サービス事業所は、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A・B型）等があり、県内には163箇所が存在します（令和2年1月1日現在）。

特に、就労継続支援B型事業所は、年々増加しております。

表1 就労関係事業所数等について（R2.1.1現在）

分 類	事業所数	定 員
就労移行支援	15	143
就労継続支援A型	22	325
就労継続支援B型	121	2,640
就労定着支援	5	－
合 計	163	3,108

秋田県健康福祉部障害福祉課調べ

～就労継続支援～

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

雇用契約を結ぶA型、雇用契約を結ばないB型があります。

②農業法人の労働力不足について

平成30年度に県内の農業法人を対象としたアンケート調査では、安定的な経営継続に必要な人材の確保状況について、約6割の法人が不十分・不足と回答しています。

近年は、新たに整備された大規模園芸団地等では、労働力不足から適期作業に支障をきたすなど、課題が顕在化しています。

表2 県内農業法人へのアンケート調査（H30）

（法人、％）

安定的な経営継続に必要な人材	確保できている	不十分	不 足	未回答	合 計
法人数（割合）	185 (32.7)	229 (40.5)	140 (24.9)	11 (1.9)	565 (100)

秋田県農林水産部農林政策課調べ

(2) 農業法人を対象としたアンケート調査

平成27年に県内の農業法人を対象に、障害者の農業就労についてアンケート調査を実施しました。（回答率：49.4%（286法人／579法人））

- 県内で障害者を雇用したことがある農業法人の割合は13%で、農福連携に関心を示す法人は十数%に止まっている。
- 障害者を農業現場に受け入れる場合の課題として、障害者の作業能力や障害者に適した業務の選定をあげられ、農作業の絞り込みや作業工程の細分化が進んでいないと考えられる。
- 今後は、生産現場でのトイレの設置やバリアフリー化などの環境整備を含め、農家側の受入体制を整える必要がある。

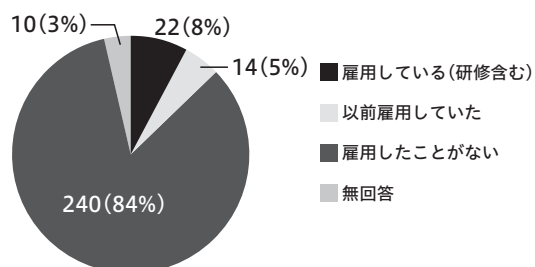


図1 障害者の雇用数

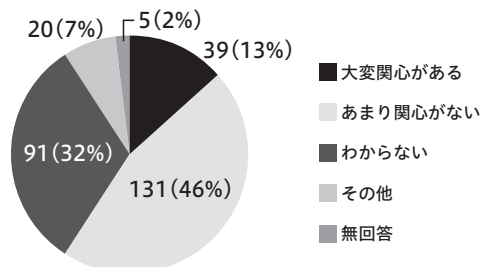


図2 障害者雇用への関心度

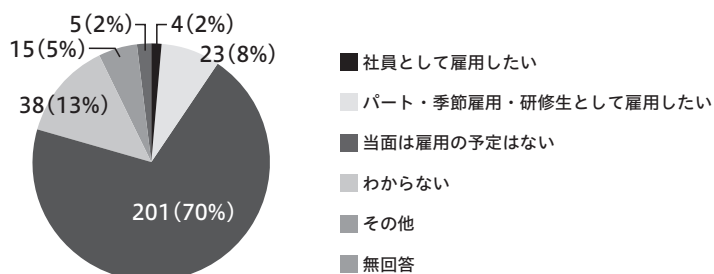


図3 障害者の新規雇用に関する意向

凡例：法人数（%）

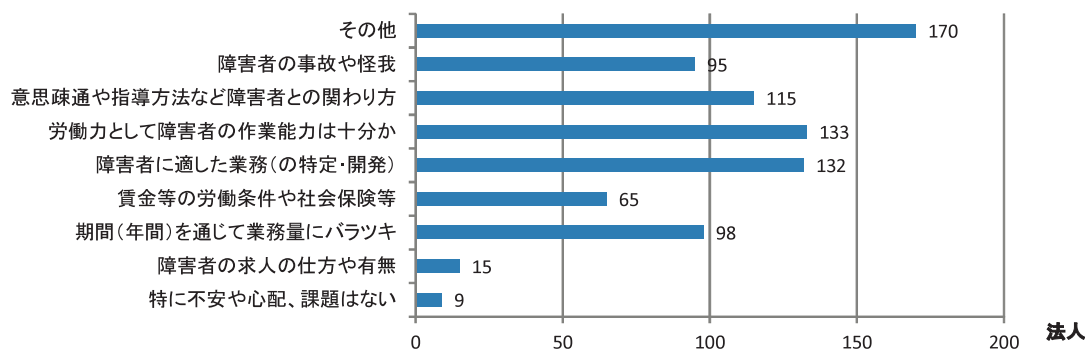
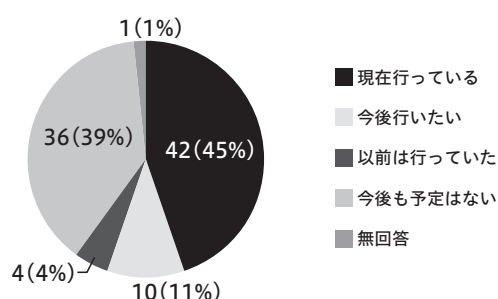


図4 障害者を雇用する場合の不安や課題

(3) 障害福祉サービス事業所を対象としたアンケート調査

同じく、平成27年度に県内の障害福祉サービス事業所を対象に、障害者の農業就労についてアンケート調査を実施しました。（回答率：90.3%（93事業所／103事業所））

- 農業を行っている事業所の割合は40%で、そのうち6割が農地等を準備し、自ら農業を行っており、4割が農家への施設外就労や作業受託を行っている。
- 農業に取り組む理由としては、障害者の健康や精神状態の改善があげられており、農業による癒やし効果をメリットとしてあげる事業所が多かった。
- 農業を行わない理由としては、農地がないとするほか、スタッフや農業に関する知識・技術不足があげられている。



凡例：法人数（%）

図5 農業生産活動の状況

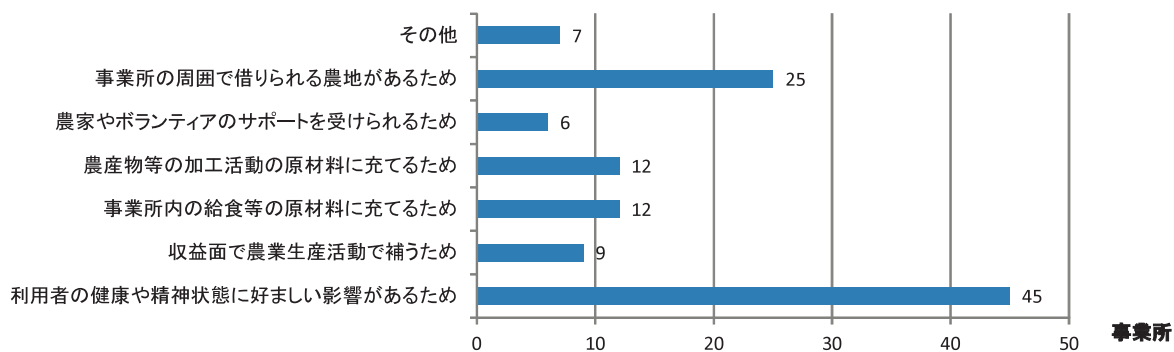


図6 農業生産活動を行っている（行いたい）理由

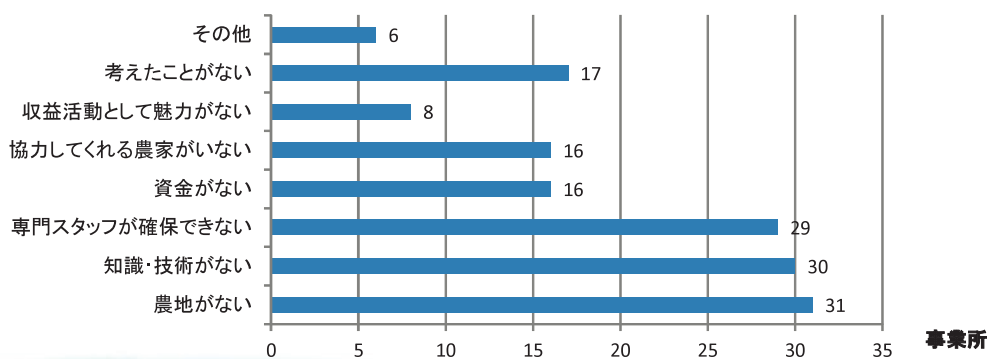


図7 農業生産活動を行わない理由

(4) 障害者の農業就労モデル調査並びにフォローアップ調査

平成27～29年度の3カ年に、障害者が農業生産現場で農作物の洗浄や袋詰め等の農作業に5日間程度従事し、障害者の農業就労について検討するため調査を実施しました。

【全体評価】

- 5日間の短期間での調査ではあったが、指示された内容に基づき、概ね適切な作業を行える障害者が多かったことから、障害者の農業就労に肯定的な意見が半数を占めた。
- コミュニケーションについても、他の作業員とのあいさつや会話を交わすなど、問題なく共同作業が可能とする意見が多かった。
- 一方で、体力面や作業への集中力等を課題にあげ、障害者の農業就労は困難と判断する法人も2割に達した。
- 今後の課題としては、第一に通年雇用があげられ、常時雇用は無理だとしても収穫期などの繁忙期を中心に雇用したいとする意見が多かった。
- さらに、手作業による収穫・調製の他に、草刈り機による除草作業や、トラックの運転による運搬、さらにはトラクターでの機械作業を重視する農業法人も多く、できれば各種免許の取得を希望する農業法人が多かった。

①参加事業所数

- ・ 障害福祉事業所等 27事業所（社会福祉法人、社団法人、支援学校等）
- ・ 農業法人 31法人（のべ36法人）（農事組合法人、株式会社）

②主な作業内容

表3 品目別作業内容

品 目	内 容	法 人 数	実証人数
水稻・大豆・ソバ	田植補助、種子処理、収穫作業	7	15
野菜・花卉	収穫、出荷調製、草取り、摘心等	26	55
果樹	摘果、選別作業	2	3
畜産	卵パック詰め、牛舎清掃	2	3
しいたけ	収穫、出荷調製	2	2
農産物加工	調理補助、袋詰め	3	5
合 計		42	83

※1法人で複数品目を対象とするため法人数と一致しない

③雇用に向けた総合評価

表4 受入農業法人の総合評価結果

項 目	法人数（％）
障害者雇用が可能と判断した農業法人	18（50.0）
障害者雇用は困難と判断した法人	7（19.4）
判断できない	11（30.6）

④ 農業者のその他意見

(作業適応性等)

- ・ 仕事へ対応力のある障害者もあり、単純作業に向いていると思う。
- ・ 指示した仕事の内容を理解し、作業ができているため、問題はなかった。
- ・ ひとりでの作業も問題がなく、健常者と作業スピードの差もなかった。
- ・ 指示待ちでなく作業工程を把握し、自ら作業出来るようになって欲しい。
- ・ 野菜の袋詰め等、細かな作業ができるようにしてもらいたい。
- ・ 草刈機での作業等、軽微な機械の操作ができるようにしてもらいたい。
- ・ 指導員と一緒に作業をやってみせることで、作業手順を覚えやすくなるのでは。
- ・ 2つ以上の作業を連続して頼んでも、1作業毎に確認を求めてくる。

(コミュニケーション等)

- ・ 作業態度は真面目で、あいさつもきちんとできているので高評価。
- ・ 身なりも清潔で日常のあいさつや返事もでき、好感が持てた。
- ・ 休憩時に他の作業者と会話をしてなじんでいた。

(その他)

- ・ ハンデを持ちながらも働きたいという姿勢に感銘を受けたので、障害者の雇用について前向きに考えたい。
- ・ 能力は個人差があるので、経験と訓練の積み重ねでスキルアップできると思う。

(課題等)

- ・ 長時間の作業では、体力的に厳しいのでは。
- ・ 通年でできる作業がないため、通年雇用は難しいが、忙しい時期の期間雇用であれば検討の余地がある。
- ・ 車の運転免許が取れば作業の範囲が広がる。
- ・ 通勤手段の確保。
- ・ 実習生の努力と経験を積むことにより、農業就労が容易になると思われる。

【作業の様子】



図8 トマトの下葉欠き



図9 ネギ苗の定植



図10 エダマメの選別作業



図11 エダマメマルチの除去



図12 ダイズ種子の準備



図13 オウトウの選別作業

⑤受入農業法人のフォローアップ調査

障害者の就労モデル調査で、障害者を受け入れた農業法人に対し、その後の就労状況を調査しました。

- モデル調査終了後、障害者を雇用したいとする農業法人は8割に達し、農福連携に向けて取り組む機運が高まっていると考えられる。
- しかし、実際に障害者を雇用している法人は1ケタに止まり、生産現場では障害者雇用に結びついていない状況にある。
- 今後は、障害者の農作業に係る訓練や、農家と福祉事業所のマッチング等を行い、農福連携を進める必要がある。

表5 フォローアップ調査結果

法人数 (%)

項 目	H 3 0	R 1
回 答 数	2 0	1 5
障害者の雇用を考えている	1 6 (80)	1 2 (80)
障害者を雇用している	7 (35)	6 (40)

2 農福連携の取組の実情 ～契約による施設外就労の場合～

(1) 農業者と障害福祉サービス事業所の業務委託契約

障害福祉サービス事業所が施設外就労による作業委託を行う場合に、農業法人等と「業務委託契約」を締結する必要があります。

業務委託では、障害福祉サービス事業所が、障害者の作業指示や指導、管理監督を行うことから、農業者が直接、障害者の労務管理を行う必要がありません。農業者は、障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等に対して、作業の指示・指導を行います。

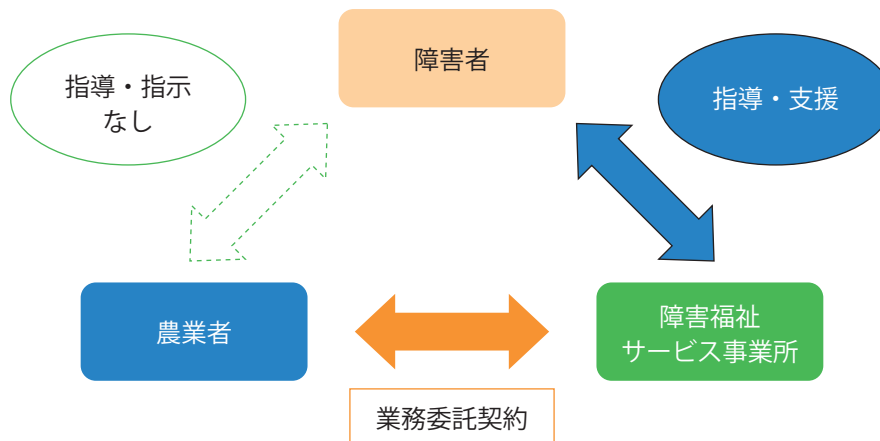


図14 業務委託契約による農業者と障害者の関係

【業務委託契約の主なポイント】

- 作業内容について、財政上及び法律上のすべての責任は、障害福祉サービス事業所が負うことが明確。
- 障害福祉サービス事業所に支払われる報酬は、作業内容に応じて算定。
- 作業上使用する機械・設備等を借用する場合は、別途、賃貸借契約等を締結。
- また、作業に要する材料等の供給を受ける場合には、代金の支払い等の必要な事項について明確に定めておく。
- 請け負った作業は、農業者のパート従業員等、共同で処理しない。

(平成30年4月10日付け厚生労働省障害福祉課通知より一部抜粋)

(2) 農業者と障害福祉サービス事業所とのマッチングについて

障害者の農業就労に向けて、農業者と障害福祉サービス事業所のマッチングを行う場合として、次の4段階が考えられます。

第1段階として、作業現場への視察や作業内容確認により、お互いを知りマッチングの可能性を検討します。

第2段階では、作業する内容について、具体的に方法や手順を確認します。

第3段階としては、障害者の作業量に応じた単価を算定します。

さらに、第4段階では、これまで検討した内容をもとに、農業者と障害福祉サービス事業所で業務委託契約を締結し、障害者の施設外就労を実施します。

(3) 第1段階【現地視察】

障害福祉サービス事業所の職員が、農業の生産現場を視察・見学し、作業環境や作業内容を確認します。

施設外就労となることから、確認すべき内容は通勤方法から、トイレ、休憩所等の確保まで広範囲にわたり、下表を参考に確認します。

もし、改善が必要なものがあれば、農業者と相談し、どのような対応が可能か、予め相談しておくことも重要です。

【施設外就労に向けたチェック項目】

No.	項 目	内 容
1	通 勤 方 法	作業従事者自ら、公共交通機関を利用して通勤可能であるか。最寄りの駅やバス停、時刻表を確認する。
2	送 迎 方 法	職員が送迎する場合、事業所からの所要時間や距離を調べる。
3	作 業 場 所	屋外の場合はほ場の場所、屋内の場合は作業所の場所を確認する。ほ場の場所が農業者の作業場所から離れている場合は、その移動方法についても確認する。
4	休 憩 所	昼食や作業間の休憩に利用できる場所の有無について確認する。お茶やお弁当を温める電子レンジ等についても確認し、もし不備の場合は農業者に相談する。
5	ト イ レ	障害者の利用できるトイレについて確認する。特に屋外のほ場での作業の場合について、予め確認する。
6	服 装	通常の農作業着の他に、手袋、長靴、ゴーグル、ヘルメット等の必要なものについて確認し、どちらで準備するかも予め取り決める。
7	作業用の道具	鎌や鍬等の小農具について、どちらで準備するか確認する。播種等の細かな作業の場合には、専用の道具（播種板等）が必要になることも想定されるので、これについても農業者に相談する。
8	機 械 作 業	機械作業が伴う場合に、実際の作業を行い、その使用方法について確認する。もし身体障害者が作業に当たる場合には、機械の改良の余地についても相談する。

～ユニバーサル農業の推進～

京丸園株式会社（静岡県浜松市）の事例

野菜栽培用のトレイを洗浄するために、洗浄用の機械を開発。さらに肩に障害を持った従事者が作業しやすいように、作業機械を改良。その結果、作業効率が向上し、手作業を大幅に上回る効率化が図られた。

（浜松市産業部農業水産課資料より引用）



(4) 第2段階【作業内容の精査】

1日の作業量、スケジュール、内容について、具体的な作業手順書を作成します。

実際に、障害者が作業手順書に従い作業し、適正な作業が可能であるか確認します。

障害者の作業の前に、障害福祉サービス事業所の職員が体験し、不都合がないか確認することも必要です。

【作業手順書の主な内容】

No.	項 目	内 容
1	い つ	作業日時や時間。
2	ど こ で	集合場所、作業場所、移動方法を確認。合わせて現地ほ場の場合は、トイレ、休憩所についても確認。
3	だ れ が	作業責任者の役職や氏名、並びに作業従事者の氏名、人数。
4	な に を	作業対象となる農畜産物の種類、特性等。
5	どのように	具体的な作業手順を確認。きれいに、丁度良くなど分かりにくい表現は使用しない。
6	どのくらい	作業効率の向上を目指して、目安となる作業量を決定する。

作業の「切り出し」

健常者であれば、一連の作業について理解・習得し実施することは容易ですが、障害者の場合は、複数の作業が重複した場合に、理解が追いつかず作業が行えない場合が想定されます。したがって、できるだけ作業を細分化し「切り出し」を行い、ワンアクションで行える作業に限定することが必要です。

表6 作業の切り出しの一例

～枝豆の調製作業を例に～

作業項目	作業内容	健常者	障害者
洗浄・脱水	コンテナの運搬	一人で作業	切り出し作業
	残渣の除去		切り出し作業
	洗浄機への投入		
	洗浄機で洗浄		切り出し作業
	コンテナへ収納		
	脱水機へ投入		切り出し作業
	脱水機で脱水		
	コンテナへ収納		切り出し作業
	コンテナ運搬		
選別作業	選別ラインへ枝豆を投入	一人で作業	同様
	残渣の除去	一人で作業	切り出し作業
	規格外品の除去①（病害虫粒の除去）		切り出し作業
	規格外品の除去②（被害粒、一粒莢の除去）	一人で作業	切り出し作業
	等級毎に選別①（損傷粒の除去）		切り出し作業
	等級ごとに選別②（裂皮粒の除去）	一人で作業	切り出し作業
	等級ごとにコンテナへ収納		同様
袋詰め・箱詰め	コンテナの運搬	一人で作業	切り出し作業
	袋詰め		切り出し作業
	計量して重量を調整		切り出し作業
	袋の封印		切り出し作業
	箱詰め		切り出し作業

作業の切り出し

(5) 第3段階 作業単価の算定

一般的に、障害者の作業量は、健常者と比較して低下することから、あらかじめ作業量を計測し、作業単価を決める場合の参考とします。

複数の障害者が従事する場合には、複数の障害者で作業を行い、その平均値でもって作業量を割り出します。

長期にわたって、障害者が従事する場合には、作業性の向上も期待できることから、その経過を把握するためにも必要です。

【工賃算定の手順】

手順1 障害者の作業量の計測

- 障害者で作業を行い、作業量を計測する。
 - 複数の障害者が従事する場合には、複数で作業に当たり、その平均で作業量を算定する。
- (例) 障害者は1時間当たり、8キロの農作物を収穫できた。



手順2 健常者の作業量と比較

- 健常者も同様の作業を行う。
 - 障害者の作業量と比較して、作業効率を算出する。
- (例) 健常者は1時間当たり10キロの農作物を収穫。
障害者の作業量と比較して、 $8 \div 10 = 0.8$ で、作業効率を0.8とする



手順3 単価の決定

- 時給などに作業効率を乗じて、単価を決定する
- (例) 健常者の時間給は1時間当たり800円。
これに障害者の作業効率0.8を乗じて、時間給を640円とする。

(6) 第4段階【業務委託契約の締結】

これまで検討・協議を行った内容をもとに、契約書を作成します。

契約内容には、様々な内容が含まれ、金額等、その都度見直しが必要となる条項については、適宜「別紙」としてまとめることが可能です。

契約締結が完了したら、作業を開始し、作業内容の再確認を行います。

農業者、障害福祉サービス事業所ともに継続的に農福連携を進めるためにも、問題が発生した場合には、随時話し合いを持ち、誠意をもって解決することが必要です。

表7 業務委託契約書の主な内容

条項	項目	内 容
第1条	契約の目的と基本的義務	甲（農業法人等）は、乙（障害福祉サービス事業所）に、下記の業務を委託し、その対価として所定の委託代金を乙に支払うこととする。 乙は、甲から委託した業務を通じ、乙の運営する障害福祉サービス事業所の利用者が、一般就労に移行できるよう、利用者の就労意欲、工賃の向上及び社会生活スキルの習得等に努めることとする。
第2条	委託業務と運営場所	委託業務を実施する事業所（農業法人等）の名称及び所在地は以下のとおりとする。 1 名称：農事組合法人 ○○ファーム 2 所在地：秋田県○○市○○○○
第3条	委託業務の内容	甲が乙に対して委託する本件業務の内容は以下のとおりとする。 1 作業請負期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日 2 作業日 月曜日から金曜日、但し祝日等は除く、その他別途協議の上、決定する。 3 作業時間 午前10時から午後3時 4 休憩時間 正午1時間、1時間ごとに10分 5 作業の内容 別紙に記載
第4条	支払額等	1 支払額は、完了した業務の対価として以下のとおりとする。 2 別紙にて記載 3 作業工賃の金額は、毎月末日に当月分を締め切り、甲は翌月20日（但し、20日が銀行の休日に当たる場合は、その翌営業日とする）までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。尚振込手数料は甲の負担とする。
第5条	業務中の事故等及び損害	乙は業務において、事故が発生した場合には、適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告しなければならない。 業務の完成において財産上及び法律上のすべての責任は乙が負うものとする。
第6条	機械、設備等の使用及び材料等の供給等	乙は甲から、業務に要する機械、設備等を借り入れる場合には、別途、機械設備賃貸借契約を締結するものとする。 また、乙は業務に要する材料等の供給を甲から受ける場合には代金の支払い等について別紙「必要経費等に関する覚書」で定めるものとする。
第7条	施設外就労の情報等	乙は、甲より受託した業務を行うに当たり、以下について甲に書面で通知するものとする。 また、内容について変更が乗じた場合、乙はその都度甲に対し通知するものとする。 1 施設外就労の概要 2 施設外就労担当職員氏名 3 引率職員の氏名 4 利用者の氏名 5 緊急時の対応 6 その他
第8条	業務の峻別	乙は、甲から独立して委託業務を実施することとし、利用者に対する指導等、乙が行うものとする。 また、乙の事業利用者と甲の従業員が業務を共同で行うものではないものとする。
第9条	途中解約	甲又は乙は、本契約を有効期間の途中で解約しようとする場合は、その1か月前までに書面にて相手方にその旨を申し出なければならない。
第10条	定めのない事項等	本契約及び覚書に定めのない事項が発生した場合、または解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議しこれを解決する。 また、甲及び乙ともに異議がなければ、自動更新するものとする。

3 農福連携による農業人材・労働力確保対策モデル実証について

令和元年度に、山本地域振興局農林部が、ねぎ栽培農家の労働力確保のために能代市内の福祉事業所と連携し、モデル実証を実施し、労働力確保につながった過程について紹介します。

(1) 農福連携の取組背景

白神ねぎ20億円販売達成プロジェクトやメガ団地等大規模園芸拠点の整備等によりねぎ作付け規模が拡大したことで農業労働力不足が問題化。さらに人口減少や高齢化等が労働力不足を加速しています。

こうした中、J Aあきた白神の仲介により、平成30年に能代市内のねぎ生産者1戸で農福連携の取組が行われました。この生産者からは課題もあるものの翌年も農福連携の継続希望の声があり、労働力確保の一手段として農福連携の取り組みが広がっています。

課題の整理

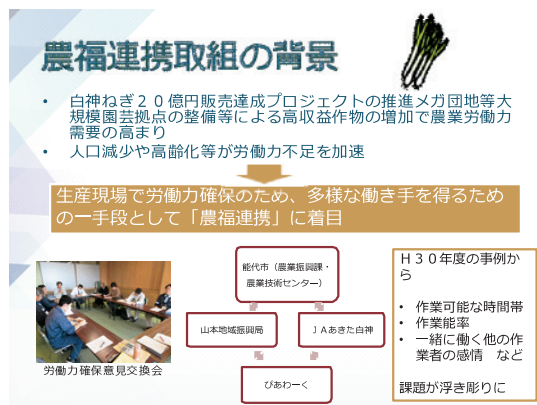
「生産者からの声」

- ①作業可能な時間帯が限られている（福祉事業所との情報交換不足）
- ②作業能率がなかなか上がらない（障がい者への過剰な期待、作業習熟度不足）
- ③一緒に働く他の作業者が障がい者に抱く感情など（マッチング不足）

「地域の課題」

- ④農福連携に関する知識や認識の欠如（障がい者理解の不足→過剰な期待や不安感）
- ⑤農福連携の取組事例が少なく、農福連携に接する機会が少ない（地域の認知度不足）。

地域に農福連携がスムーズに根付くようなシステムが整っていない。



実証の取組体制

振興局、能代市、J A、農福連携の取り組み実績がある社会福祉法人能代ふくし会指定障害福祉事業所びあわーく（※以降びあわーくと記載）からなる労働力確保意見交換会を核に、本モデル実証を行いました（令和元年度山本地域振興局調整費事業）。

(2) 取組内容

実証は地域でも最も労働力需要が高いと予想されるねぎを対象に今年度は3つの取組を実施。

ステップ1 視察研修（指導機関の知識習得）

実証を支援する関係機関が農福連携に関する知識やその実際を十分に理解できていないため、県内事例の視察調査を行いました。



ステップ2 事前作業トレーニング

(障がい者の不安解消・自信向上)

秋田県立大学神田准教授の調査事例を元に、障がい者が生産者の元に派遣される前に、ねぎ出荷調製作業を経験、理解することで、スムーズな現場定着を促進するためのトレーニング期間を設定しました。

ステップ3 現地トライアル

(マッチング、福祉事業所との相互理解、障がい者・農福連携理解の機会創出)

障がい者、生産者双方のマッチング機会の創出、障がい者が作業する環境や雰囲気、そして作業内容に早期に慣れることを目的に、生産者の元での試行（トライアル）期間を設定しました。

ステップ1 視察研修

- (1) 実施日 令和元年8月5日
- (2) 参加者 14名（生産者2名、ぴあわーく2名、J A 2名、能代市3名、八峰町1名、振興局4名）

(3) 視察先と概要

① 農福連携サポート大潟つくし苑（大潟村）

県立大学の神田准教授の指導の下、H26から、障がい者の就労実習を6月、10月の各週2回実施（各月8回、計16回/年）。当日は施設内での葉ねぎの調製作業（トリミング作業）を視察。

② 大潟つくし苑からの受入農家（S氏）

作業の様子を見学し、当該農家と意見交換を実施。

③ 秋田県立大学（神田准教授）

園芸福祉及び農福連携に関する研究について、農福連携の概論、つくし苑の事例の説明を受けました。

(4) 視察のまとめ

- ・障がい者への就労実習（事前の作業トレーニング）は農福連携を進める上で有効な手法。障がい者のコミュニケーション能力の向上、そして作業内容の事前理解がその後の自信につながるとの説明。
- ・受入生産者は、障がい者が働きやすいよう配慮が必要（指示の視覚化、安全面の配慮等）。こうした配慮は障がい者だけではなく、一般の従業員の働きやすさにもつながる。
- ・農福連携の成功のポイントは、福祉事業所の職員と生産者の意思疎通。福祉事業所の職員が農作業を理解することが、障がい者への的確な指示やアドバイスへとつながり、農福連携がスムーズに進むものと考えられる。



ステップ2 事前作業トレーニング

(1) 実施日時 令和元年8月21日、22日、27日、28日
(4日間) *時間は午前10時～正午

(2) 実施内容 ネギ出荷調製作業
(計量選別、拭き上げ、結束、段ボール箱作成等)

(3) 実施先 能代市農業技術センター

(4) 対象者 ぴあわーく
(利用者6名、施設職員1名)×4日間

- ・ぴあわーく利用者6名に施設職員1名が付き、7名1ユニットでトレーニングを実施。
- ・能代市農業技術センターの機械、設備等を使用し、市職員等がマンツーマンで指導。
- ・利用者がわかりやすいよう、秤のメモリを色分けする、ねぎの選別作業台に線を引くなど作業しやすいよう工夫。

(5) 効果と課題

- ・(ぴあわーくの意見) 生産現場では、生産者が各作業を職員に教える十分な時間をとることができないが、事前トレーニングの機会があると、技術習得が容易となる。



- ・(指導機関の意見) 個々で仕様や作業方法が異なるため、統一した作業説明や道具が使用できなかった。
- ・トレーニングにより作業技術は習得できるが、スピードアップには時間を要した。
- ・トレーニング場所と生産者の設備が異なり、現場で戸惑わないか不安。



ステップ3 現地トライアル

(1) 実施日時 令和元年9月9～27日(9日間)
*時間は午前10時～午後3時

(2) 実施内容 ネギ出荷調製作業、除草

(3) 実施先 檜山地区ネギサテライト拠点
松橋 悟氏

(4) 対象者 ぴあわーく(利用者4～6名/日、施設職員1名) 延べ利用数者40名

- ・利用者は落ち着いた様子で作業にあたり、従業員からの指示も素直に聞き入れた。
- ・一度指示すると、その後は特に注意しなくても、各自作業準備を整え、作業に入ることができた。
- ・気温の高い日もあったが、我慢強く最後まで作業に向かうことができた。



(5) 効果と課題

- ・現地トライアルにより3名の継続就労につながる。

(現地トライアル受入生産者の意見)

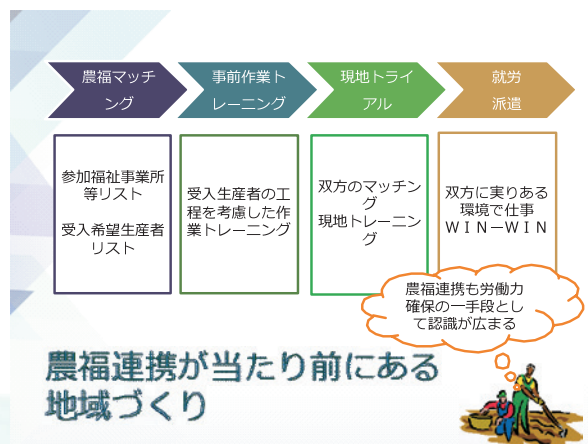
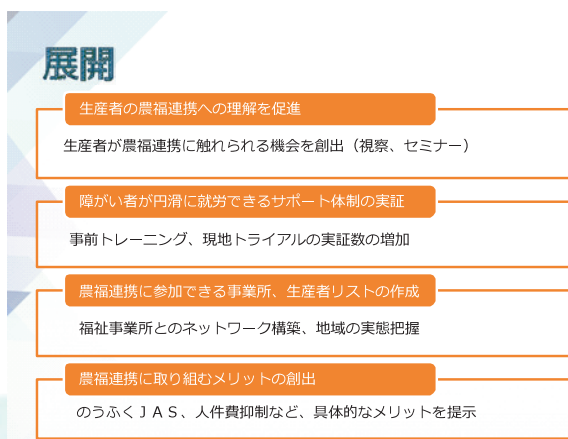
- ・ねぎの絡まった根ほぐし作業などにより、その後の作業がスムーズにこなせるので従業員からは肯定的な声が多く、不満の声はなかった。



- ・ 真面目で、丁寧に作業を行っており、障がい者に対するイメージが変わった。
- ・ 作業によってはスピードアップが課題（特にねぎ結束作業）。結束作業を依頼する場合は、長い期間をかけて育てる意識が必要。作業に重視する人が固定化されないのは課題。
- ・ 福祉事業所には生産者に合わせた柔軟な対応をしてもらえるとより利便性が高まる。

(3) 見えてきた課題と今後の展開

- ・ 農福連携には効率や生産性を重視する「農」の視点、障がい者の自立支援や生きがい作りを重視する「福」の視点、それぞれ異なった思いや目的が混在しています。農福連携が地域に根ざすためには双方の理解と歩み寄りが必要と考えられました。
- ・ 特に生産者側は農福連携に接する機会が少ないため、農福連携に過剰な期待や過度な不安感を持っているケースが少なくありません。一方、福祉事業所側も生産者ニーズに対応できる派遣体制が整っていない状況にあります。
- ・ 地域で農福連携のニーズを把握できていない、また生産者、福祉事業所を結びつけるシステムが構築されていないことも、農福連携が地域に浸透しない一要因と思われました。
- ・ 地域で農福連携の実証等で生産者が農福連携に接する機会を創出することが、生産者の目による農福連携の評価につながり、さらには障がい者理解の促進、福祉事業所の農福連携に向けた体制づくりの促進などに結びついていくと考えられました。



4 県内での取組

(1) 取組一覧

表8 農福連携に取り組む農業法人並びに障害福祉サービス事業所

No.	所在地	障害福祉サービス事業者			農業者	事業者名	事業所名	農業の取組状況（福祉事業所）			障害者の農業就労（農業者）			備考
		就労移行支援	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型				自ら農業を行う	作業受託	作目	雇用している	作業委託	作目	
1	鹿角市花輪			○		特定非営利活動法人鹿角親交会	地域支援サービスひなたぼっこ	○		露地野菜				
2	北秋田市鷹巣		○	○		社会福祉法人友遊会	どじょっこハウス	○		施設野菜				
3	北秋田市阿仁前田			○		社会福祉法人交楽会	指定障害者支援施設森幸園	○		露地野菜等				
4	能代市宮ノ前	○		○		社会福祉法人能代ふくし会	指定障害福祉サービス事業所びあわく	○		露地野菜				
5	能代市浅内		○	○		社会福祉法人ドリームホープなかよし	りぼん就労支援・生活介護センター		○					
6	秋田市雄和		○	○		株式会社サポートワーク	家々		○					
7	秋田市河辺		○	○		株式会社スクールファーム河辺	スクールファーム河辺	○						事例①
8	秋田市手形			○		医療法人久幸会	手形ハウス	○		露地野菜				
9	秋田市金足追分			○		医療法人久幸会	げんきハウス下新城	○		露地野菜				
10	男鹿市男鹿中			○		社会福祉法人男鹿更生会	障害福祉サービス事業所玉の池ワークハウス	○		露地野菜				
11	潟上市飯田川			○		社会福祉法人南秋福祉会	飯田川つくし苑		○					
12	大潟村			○		社会福祉法人南秋福祉会	大潟つくし苑	○	○	露地野菜等				
13	潟上市天王			○		社会福祉法人南秋福祉会	潟上天王つくし苑	○		露地野菜等				
14	由利本荘市岩谷			○		特定非営利活動法人あゆみの会	特定非営利活動法人あゆみの会		○					
15	由利本荘市西目			○		社会福祉法人秋田県社会福祉事業団	秋田県心身障害者コロニー	○		花き				
16	由利本荘市古雪		○			株式会社HOLIDAY	就労支援センターホリデー	○		施設園芸				
17	にかほ市中三地			○	○	株式会社 島海フォス		○			○		水稻等	
18	にかほ市三森			○		一般社団法人ジョブハウス	障害者就労支援事業ほっこり茸の里	○		露地野菜等				
19	大仙市四ツ屋			○		社会福祉法人水交会	まつくら		○					
20	大仙市協和峰吉川	○		○		特定非営利活動法人ワークズコープ	大仙地域福祉事業所いぶりん	○		露地野菜				
21	大仙市刈和野		○			社会福祉法人柏仁会	多機能型事業所ありす刈和野		○					
22	美郷町六郷			○		社会福祉法人慈泉会	就労支援センター「もくもく道場」		○					
23	美郷町鍾田			○		株式会社ろくごうめでいかる	就労継続支援 B 型事業所湧遊家	○		露地野菜				
24	美郷町野中			○		社会福祉法人慈泉会	サンワーク六郷		○					
25	仙北市西木			○		社会福祉法人秋田ふくしハートネット	愛仙		○					
26	横手市梅の木	○				社会福祉法人慈泉会	障害福祉サービス事業所サンワーク・ネット横手	○						
27	横手市平鹿町浅舞		○			株式会社イノベイト	イノベイト横手事業所		○					
28	横手市大森		○			有限会社はる風	就労支援はる風		○					
29	横手市三本柳			○		NPO 法人そら	NPO 法人そら	○						
30	湯沢市山田			○		医療法人仁恵会	障害者総合支援事業所「松風」	○		水稻等				
31	羽後町			○		特定非営利活動法人いなり福祉会	障害者就労支援施設すみれ	○		露地野菜等				
32	北秋田市綴子				○	農事組合法人向黒沢ファーム					○		水稻等	
33	八郎潟町				○	農事組合法人ファーム夢未来						○	露地野菜	
34	井川町				○	農事組合法人つかまファーム						○	露地野菜	
35	由利本荘市松ヶ崎				○	有限会社折林ファーム					○		水稻等	事例④
36	由利本荘市鳥海町				○	農事組合法人平根ファーム					○		水稻等	
37	美郷町六郷				○	農事組合法人ENEX de AGURI						○	備床しいたけ	事例③
38	仙北市				○	仙北市薬草生産組合						○	薬草等	
39	仙北市西木				○	株式会社ストロベリーファーム						○	施設野菜	
40	横手市雄物川町				○	農事組合法人横手マッシュセンター					○		備床しいたけ	
41	湯沢市関口				○	農事組合法人三関ファーム					○		水稻等	事例②
42	東成瀬村				○	農事組合法人なるせ加工研究会					○		農産物加工等	

注）秋田県農林水産部農山村振興課調べ（平成31年3月現在）

(2) 事例紹介

①福祉事業所が自ら農業生産に取り組むケース

事業所名

株式会社 スクールファーム河辺

事業所の紹介

株式会社スクールファーム河辺は、秋田市河辺地区の北部に位置する旧赤平小学校を活用し、平成24年に就労継続支援A型・B型事業所として、開設されました。

令和元年12月現在で25名の障がい者が所属し、主に秋田市近郊から公共交通機関や施設の無料送迎車を利用して通所し、一般企業への就労に向けて様々な作業を行っています。



農福連携の取組

設立当初から、障がい者の就労支援のため、地域に根差した様々な作業を取り入れてきましたが、その主体となるのは、LED光源を利用した完全閉鎖型屋内植物工場です。

植物工場は学校の教室2クラス分のスペースに配置され、完全無農薬で安全・安心なスイートバジル、イタリアンパセリ等のハーブ類やエディブルフラワー（食用花）が生産されています。天候に左右されず、年間を通して野菜の生産が可能なことから、農業部門の主力品目に位置づけられています。その中でも特にエディブルフラワー（食用花）は、秋田市以外に首都圏へも販路が広がり、年々需要が拡大しています。

植物工場では細かな手作業となるため、作業訓練用スペースが別教室に設けられており、播種から収穫にいたる一連の作業手順をここで習得します。



作業内容

植物工場を利用しての生産以外にも、和食料理を飾る「つまもの」の屋内生産に向けた実験・研究なども行われています。

その他、近隣の養鶏場から委託された集卵コンテナの洗浄や、県産NAMAHAAGEダリアを使ったオリジナルデザインのハーバリウム制作や、手づくり体験用に県内外から訪れるお客様のために「NAMAHAAGEハーバリウム工房」を立ち上げています。



作業内容	○LED植物工場（ハーブ類、エディブルフラワー（食用花）） （培地へ播種、収穫、調製、袋詰め、トレー詰め、包装、冷蔵保存） ○養鶏集卵コンテナの洗浄（近隣の養鶏場から作業委託） （運搬、洗浄水への漬込み、流水洗浄、水切り、回収、結束） ○水耕栽培タラの芽の生産（冬期間） （栽培、収穫、調製、箱詰め）
今後の取組	○四季成りイチゴのビニールハウス高設棚栽培 周辺農地を借り受け、施設ハウスによる業務用イチゴの試験栽培に取り組む予定。 初年目はハウス1棟で栽培を開始（令和2年度予定） ○水耕栽培のタラの芽用苗木の栽培 周辺の農地を借り受け、冬期間の農作業として生産を続けてた水耕栽培タラの芽用に、苗木の栽培に取り組む予定。

株式会社
スクールファーム河辺

〒019-2623
秋田県秋田市河辺赤平字小曾根80番地
TEL 018-882-5128 FAX 018-882-5127
URL : <http://www.sf-kawabe.com/>

②農業法人が障害者を雇用するケース（その1）

農業法人名

農事組合法人 三関ファーム

農業者の紹介

農事組合法人三関ファームは、平成19年4月に設立され、湯沢市三関地区にて水稻を主体とした農業経営を行っています。

水稻の経営面積は45haに達し、自社のライスセンターを完備し、地域の水田農業の担い手として営農しています。

また、複合部門として、露地の小ギク栽培や、露地やハウス17棟によるセリの栽培も行っており、特にセリは「三関セリ」として、根が白く太く食用に用いられ市場評価が高いことから生産量も増加しています。



農福連携の取組

三関ファームでは、経営規模の拡大とともに、労働力の確保が重要な課題となっていました。ハローワークや新聞折り込みチラシの広告でパート従業員を募集するなかで、障害者の受け入れも行うようになり、現在は他のパート従業員と同じように農作業に従事しています。

これまで、地域の支援学校の生徒さんの農作業体験を受け入れ、積極的に障害者雇用を進めてきました。

「今では、なくてはならない存在。働いてもらって非常に助かっている。」と話す専務の小松徹さん。健常者、障害者と分け隔てのないオープンな職場環境で、積極的に作業にあたる皆さんの姿が印象的です。



作業内容

農作業は4月の水稻の育苗作業に始まり、12月のセリの収穫まで、ほぼ年間通して農作業に従事しています。

8～9月は小ギクの出荷が盛期を迎えることから、それまでは管理作業が続きます。収穫時には、コンテナの運搬など補助作業が主になります。

10月からはセリの収穫・調製作業が始まります。寒い中での作業となりますが、降雪期となる11月中旬以降は、露地栽培からハウス栽培のほ場へ移り、連日、収穫作業が続きます。



作業内容	○ 水稻の一般管理作業（作付面積 45ha） （育苗・田植作業補助） ○ 小ギク（露地2ha、親株育成ハウス4棟） （育苗、定植、下枝欠き、収穫出荷補助） ○ セリ（ハウス17棟（4K×20K）、露地30a） （定植、収穫、収穫物の洗浄等、種ゼリの苗床管理、草取り） ※通常の従業員として個別に雇用している（現在2名）。
今後の取組	○ 小ギク栽培の拡大 小ギクについて、1.5ha程度の規模拡大を計画中。 ○ 障害福祉サービス事業所としての新たな活動 研修等の一過性の受け入れでは、継続的な雇用につながらないことから、新たに代表理事が障害福祉サービス事業所の経営者として参画し、地域の事業所と連携を強化しながら、積極的に障害者雇用を進めている。

**農事組合法人
三関ファーム**

〒012-0000
湯沢市字田沢75-1
TEL 0183-78-1400 FAX 0183-78-1400

**障害者就労支援事業施設
NPOあきたアグリネット**

〒012-0862
湯沢市関口字道地58番地1
TEL 0183-56-7991 FAX 0183-56-7992

③農業法人が障害者を雇用するケース（その2）

農業法人名

有限会社 折林ファーム

農業法人の紹介

有限会社折林ファームは、由利本荘市松ヶ崎地区において、平成17年に設立された農業法人です。

令和元年12月現在の経営状況は、水稻45ha、大豆13ha、比内地鶏15千羽、タマネギ、長ネギ、馬鈴薯等の野菜類が5haとなっており、学校給食への食材提供や漬物加工等を行っています。

地域では、水田のほ場整備が進められていることから、水稻の作付面積の増加に対応するため、令和元年9月に新たにライスセンターを整備し、経営基盤の強化が図られました。



農福連携の取組

現在1名の障害者が農作業に従事しています。

きっかけは、地域の障害福祉サービス事業所からの働きかけで、先代の代表のもとで採用され、これから10年程が経過し、今では会社になくてもならない重要な正社員として勤務しています。

「うちの会社は年中仕事があるから、いろんな作業を手伝ってもらって本当に助かっている」と話す三浦取締役。

今後も、学校給食向けの野菜類の作付面積を増やす計画で、ますます人手が必要となりますが、障害者、外国人労働者等問わず、頑張れるヒトがいれば積極的に採用したいとのことでした。

作業内容

4月の育苗、定植、田植え作業から、夏季の草刈りまで、ほ場での作業が続きます。

9月からは稲刈りが始まり、ライスセンターでの粳の受入、乾燥・調製作業に従事します。新たに整備されたライスセンターでは、ほとんど1名で運営が可能になったことから、作業の大幅な効率化が図られました。11月以降は、各種野菜の収穫・出荷作業となります。



作業内容	○水稲（作付面積45ha） 田植え補助、草刈り、ライスセンター業務 ○野菜（栽培面積 5ha） タマネギ、長ネギ、馬鈴薯、ナス、ピーマンの収穫・調製 学校給食の食材として出荷
今後の取組	○野菜類の作付拡大 現在、5haで野菜類の作付を行っているが、今後はさらに面積を増やし、面積を2倍にする計画。

有限会社
折林ファーム

〒015-0034
由利本荘市芦川字折林122
TEL 0184-28-2928 FAX 0184-28-2958
URL : <http://oribayashi-farm.com/>

④農業法人が障害福祉サービス事業所に作業委託するケース

農業法人名

農事組合法人 ENEX de AGRI

農業法人の紹介

農事組合法人 ENEX de AGRI は平成19年に美郷町にて、旧六郷東根小学校の校舎を活用して設立された菌床しいたけを専門に生産する農業法人です。

従業者数は正社員、パート従業員含め10人が働いています。

その母体となったのは、地下水を利用したヒートポンプシステムを施工・販売する設備システム製造販売会社であり、その空調システムが菌床しいたけ栽培に活用されています。

令和元年現在で、ハウス8棟で菌床ブロックの製造から培養、そして発生（生産）の一環生産体制を確立し、日量150kgの生産量となっています。今後はさらに栽培ハウスを増築し、生産を拡大する計画です。



農福連携の取組

農福連携の取組は、近隣の障害者就労継続支援事業所の働きかけで始まりました。

障害者の受け入れについては、事業所のサービス管理責任者が同行することから、直接、障害者に指導することはありません。作業場となる菌床しいたけハウスには、障害・福祉サービス事業所が送迎し、また昼食時には事業所に戻り休憩することから、農業法人では、障害者の受け入れに係り、特別な対応は必要ありませんでした。

現在は、6名ほどの障害者が働いていますが、栽培ハウスの増加とともにさらに増員する見込みです。

作業内容

主に障害者が従事する作業は、菌床ブロックの下処理作業となります。しいたけ菌を菌床ブロックで培養した後、しいたけを発生させるために、溶液の漬け込み作業を行います。

1つ1つ菌床ブロックを手に取り、タンク内に並べ、タンク内に溶液を満たし、酸欠状態にすることで、しいたけを発生させるためのショックを与えます。これは、しいたけを発生・収穫するたびに必要となります。



作業内容	○菌床しいたけの発生作業 菌床ブロックの下処理 タンク内に菌床ブロックを並べて、溶液を満たして漬込む。 漬け込み後、再度、発生棚に並べる。 1ブロックで2回程行い、年4回転の生産で、1年通しての作業。
今後の取組	○生産ハウスの増設 現在、ハウス8棟での生産だが、令和2年度秋を目途に16棟まで増棟する計画。 今後は、さらに作業者が必要となることから、障害者も含めて従業員を募集する予定。

農事組合法人
ENEX de AGRI

〒019-1403
美郷町六郷東根字上中村27
TEL 0187-84-1130 FAX 0187-84-1131



秋田県農林水産部農山村振興課 〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1

電 話 018-860-1851

FAX 018-860-3815

美の国あきたネット <https://www.pref.akita.lg.jp/>